

広島県飲酒運転根絶宣言店登録実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、飲酒運転の根絶に向けた県民気運の醸成・高揚を図り、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを推進するため、知事が警察本部長と連携して実施する飲酒運転根絶を宣言する飲食店（以下「飲酒運転根絶宣言店」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象)

第2条 飲酒運転根絶宣言店の登録の対象は、広島県内で営業し、来店者に酒類を提供する飲食店（以下「酒類提供飲食店」という。）とする。

(登録の基準)

第3条 飲酒運転根絶宣言店は、次の事項を宣言し、実践する酒類提供飲食店とする。

- (1) 来店者に来店方法を確認すること。
- (2) 自動車・自動二輪車・原付自転車（以下「自動車等」という。）を運転する予定のある来店者には、酒類を提供しないこと。
ただし、飲酒前に運転代行の予約など飲酒後に運転しないことが確実と見込まれる来店者は、この限りではない。
- (3) 第5条に規定する「飲酒運転根絶宣言店登録ステッカー」（様式1）（以下「登録ステッカー」という。）及び知事と警察本部長との連名による「飲酒運転根絶宣言店登録証」（以下「登録証」という。）（様式2）を来店者に見えやすい場所に掲示すること。

(登録申込み)

第4条 飲酒運転根絶宣言店の登録の申込みをしようとする酒類提供飲食店は、知事に「飲酒運転根絶宣言店登録申込書」（様式3）（以下「登録申込書」という。）を提出するものとする。

(登録)

第5条 知事は、警察本部長と協議のうえ、前条の規定により提出のあった登録申込書の内容を審査し、適当と認められるときは、当該酒類提供飲食店を飲酒運転根絶宣言店登録台帳（様式4）（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

- 2 知事は、登録した飲酒運転根絶宣言店（以下「登録宣言店」という。）に対し、「登録ステッカー」及び「登録証」（以下「登録交付物」という。）を交付するとともに、登録宣言店を広島県ホームページに登載するものとする。

(登録の変更)

第6条 登録宣言店は、登録申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに知事に「飲酒運転根絶宣言店登録変更申込書」（様式5）（以下「登録変更申込書」という。）を提出するものとする。

(登録の抹消)

第7条 登録宣言店は、廃業その他やむを得ない理由により、登録を抹消したいときは、知事に「飲酒運転根絶宣言店登録抹消届」（様式6）（以下「登録抹消届」という。）を提出するとともに、登録交付物を返納するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により登録抹消届が提出されたときは、警察本部長と協議のうえ、当該登録宣言店を登録台帳から削除するとともに、当該登録宣言店を広島県ホームページから削除するものとする。

(登録の取消し)

第8条 知事は、登録申込書及び登録変更申込書の記載内容に虚偽があったとき、その他登録宣言店として適当でないと判断するときは、警察本部長と協議のうえ、当該登録宣言店の登録を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録宣言店に対し、その旨を通知し、当該登録宣言店を登録台帳から削除するとともに、当該登録宣言店を広島県ホームページから削除するものとする。

3 第1項の規定により登録を取り消された酒類提供飲食店は、知事に登録交付物を返納するものとする。

(指導・助言)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、関係機関等と連携し、登録宣言店を指導・助言できるものとする。

(事務)

第10条 この登録に関する事務は、広島県環境県民局県民活動課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

(様式1)

当店では運転される方には
お酒を出しません!!

**飲酒運転
根絶宣言店**

広島県・広島県警察



サイズ 10センチ×18センチ

登録番号 ()



飲酒運転根絶宣言店登録証

所在地

店名

様

貴店は、飲酒運転の根絶を目指し、次の宣言を実践する「飲酒運転根絶宣言店」であることを証します。

宣 言

- 一、来店者に自動車等で来たかどうか来店方法を確認します。
- 一、自動車等を運転する予定のある来店者には、酒類を提供しません。
- 一、「飲酒運転根絶宣言店登録ステッカー」及び「飲酒運転根絶宣言店登録証」を来店者に見えやすい場所に掲示します。

令和 年 月 日

広島県知事 氏名

印

広島県警察本部長 氏名

印

(様式5)

飲酒運転根絶宣言店登録変更申込書

令和 年 月 日

広島県知事 様
(県民活動課)

所在地
飲食店名
代表者名

印

当店は、飲酒運転根絶宣言店登録台帳の登録内容に変更が生じたので、広島県飲酒運転根絶宣言店登録実施要領第6条の規定に基づき、登録の変更を申し込みます。

飲酒運転根絶宣言店登録台帳への登録内容

区分	登録内容	
	変更前	変更後
所在地	〒	
ふりがな		
飲食店名		
代表者名		
電話番号		
U R L		
メールアドレス		
組合		
組合名		

(様式6)

飲酒運転根絶宣言店登録抹消届

令和 年 月 日

広島県知事 様
(県民活動課)

所在地
飲食店名
代表者名
印

当店は、飲酒運転根絶宣言店の登録を抹消したいので、広島県飲酒運転根絶宣言店登録実施要領第7条の規定に基づき、届け出ます。

1 登録番号

()

2 返納物

- ア 「飲酒運転根絶宣言店登録ステッカー」
- イ 「飲酒運転根絶宣言店登録証」

3 抹消理由